

10 地域・社会の教育力向上を図る

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的な知見を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを行う協議会で、都内各地で展開される学校、家庭、地域・社会の協働を進め、地域の教育力を再構築するための取組を支援する。

会員団体数：402団体（平成25年12月現在）

(2) 協議会の取組

ア 施策課題ごとに課題別部会を設置し、具体的な教育プログラムの開発や実践を行う。

平成25年度 設置部会

(ア) 都立学校支援部会

(イ) 教育支援コーディネーター部会

(ウ) 区市町村支援部会

(エ) 地域・団体連携協働部会

イ 取組内容

平成25年度 取組実績

(ア) 都立学校のニーズに応じた体験型学習の機会の拡大

(イ) 地域で活躍する教育支援コーディネーターの育成、支援

(ウ) 学校内外の地域教育の担い手の育成

(エ) 学校と地域が連携した校庭芝生化や防災教育の推進

2 「学校支援ボランティア推進協議会事業」の促進（地域教育支援部）

(1) 地域人材の養成・研修

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」と連携し、コーディネーターの養成・研修やコーディネーターのネットワークづくりを支援していく。

【平成25年度】 学校支援コーディネーター研修実績 8区市町

(2) 情報提供の充実

各地区の特色ある実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「学校支援ボランティア推進協議会事業」の推進を支援する。

【平成25年度】 事業実施地区数（交付決定数） 23区市町 795校

3 教育庁人材バンク事業の実施による外部人材活用の推進（人事部）

学校における外部人材の活用を円滑に実施していくためには、学校と教育委員会が連携を図り、必要な人材を確保していくことが重要である。

このため、平成22年度から、モデル事業として「教育庁人材バンク」を設置し、多種・多様な外部人材を広域的に確保して、専門のコーディネーターが学校のニーズに対応し

た人材を的確にマッチングしていく仕組みを作り、安定的かつ効果的な外部人材の活用を図ってきた。

平成 25 年度からは本格実施に移行しており、今後も学校の教育活動をより効果的に支援していくため、教職を目指す大学生等、学校からの要望の多い人材を拡充するとともに、有効な活用事例の紹介や人材情報の公開により、学校が有効に人材を活用できる環境を整備するなど、引き続き円滑な外部人材の活用を推進していく。

4 学校問題解決サポート事業（指導部）

(1) 学校問題解決サポートセンターの概要

ア 基本方針

学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題についての相談を受けるとともに、子供のことを第一に考え、公平・中立の立場でより良い解決策を提案する。

- ・ 子供にとって何が大切かを第一に考え、公平・中立の立場で相談に応じる。
- ・ 相談者の話を傾聴する。
- ・ 互いの意見・考えの共通点・相違点から、事実関係を整理する。
- ・ 互いにできること、できないことを明確に伝える。

イ 体制

- ・ 非常勤職員である学校問題支援員（退職校長） 3 名
- ・ 常勤職員である統括指導主事 1 名、指導主事 1 名、事務職 1 名
- ・ 専門家等（委嘱）：弁護士、精神科医、臨床心理士、退職警察官、行政書士
民生・児童委員代表、保護者代表

ウ 対応

- ・ 学校、学校経営支援センター、区市町村教育委員会、保護者等からの電話相談等に対して、経験豊富な退職校長や指導主事等が助言する。
- ・ 相談を受けた案件を協議し、専門家等の助言を受けながら回答する。
- ・ 解決困難な案件については、当事者間で互いに解決に向けて取り組むことを合意した上で、専門家等で構成する会議（月 2 回）で双方の意見を聞き、公平・中立的な立場として解決策を提示する。

(2) 学校・区市町村教育委員会等へのサポート

学校の初期対応能力の向上に向け、講演会・個別相談会等を開催する。

ア 専門家による講演会及び個別相談会の開催

講演会（年 3 回予定）及び個別相談会（年 8 回予定）を学校管理職等を対象に開催

イ 学校経営支援センター・区市町村教育委員会主催の講演会等への講師派遣

ウ 学校問題解決サポートセンター連絡会の開催

年 2 回の予定で、区市町村教育委員会指導主事及び学校経営支援主事を対象に開催

5 東京都教育の日（地域教育支援部）

都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成 16 年に、毎年 11 月の第一土曜日（平成 26 年度は 11 月 1 日）を「東京都教育の日」と定めた。

「東京都教育の日」当日には、毎年定めるテーマに基づき記念行事を実施するとともに、10 月から 11 月までの間を推進期間とし、「東京都教育の日」の趣旨にのっとった事業を都内の学校や都庁各局等において実施する。

6 都立特別支援学校における教育効果を高める新たな指導体制の充実（都立学校教育部）

(1) 肢体不自由特別支援学校

児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、引き続き全校に看護師（非常勤）を配置するとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の導入を拡大し、自立活動の指導をより一層充実させる。

また、児童・生徒の安全の確保と、教員が授業づくりに専念できる体制を整備するため、平成 23 年度から都立肢体不自由特別支援学校に導入した学校介護職員を、順次、全校へ拡大していき、平成 26 年度には新たに 3 校に導入し、計 11 校に導入する。

このように、多様な専門性を有する人材を導入することによって、教員の役割を明確にし、教育と医療、福祉等の専門家がチームを組み、それぞれの専門性を発揮し、連携しながら、教育効果を高める新たな指導体制を確立する。

(2) 知的障害特別支援学校

自立活動の指導をこれまで以上に充実させ、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、平成 24 年度から、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等、学校外部から専門家の導入を開始した。今後、全ての都立知的障害特別支援学校に専門家の導入を進め、教員と高い専門性を有する人材とが連携した新たな指導体制を確立し、児童・生徒に対する指導の質を向上させる。平成 26 年度は新たに 9 校に導入し、計 21 校に導入する。

7 「放課後子供教室」の定着・促進（地域教育支援部）

(1) 研修機会の充実

放課後子供教室の運営の中核を担うコーディネーターをはじめ、教育活動サポーターやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達理解・障害理解、レクリエーション指導の方法」など、教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会を拡充すること等を通じて、区市町村を支援していく。

平成 25 年度研修実績 5 回

(2) 情報提供の充実

学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用などの多様な「放課後子供教室」の活動事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況・課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における放課後子供教室の定着、促進と各教室の活動の充実を図る。

平成 25 年度放課後子供教室数（交付決定数） 52 区市町 1,106 教室
都立特別支援学校 7 教室

8 民族芸能次世代育成事業（地域教育支援部）

地域の大人が子供に対して、郷土の歴史と社会における基本的ルールを教え、伝えられるよう、地域社会の文化である民俗芸能の伝承教室等を通じて支援し、地域の教育力の向上を図る。

(1) 事業概要

都指定文化財で、青少年向け伝承事業を実施する団体等に対して、平成 25 年度から補助助成を行っている。

(2) 補助対象事業

ア 伝承教室の実施

研修会、講習会及び実技指導等の実施に必要な経費を措置

イ 発表会等の実施

伝承教室の成果発表や民俗芸能大会等へ参加などに要する経費を措置

(3) 補助対象者

補助対象者は、都指定無形文化財又は都指定無形民俗芸能の保存に当たっている認定保存団体。ただし、区市町村が当該保存団体に代わって補助対象事業を実施する場合は、区市町村を補助対象者とする。

9 都立図書館改革の推進（地域教育支援部）

(1) 『都立図書館改革の具体的方策』の実施により実現したサービスの一層の充実

ア ワンストップサービス体制下の資料の案内・相談体制の拡充

都立図書館は、首都東京の広域的・総合的情報拠点として、都民の調査研究を支援するため、必要な資料や情報をより迅速かつ的確に提供する。来館者に対し、司書職員がきめ細かく資料の案内、相談を行うほか、オンラインによるレファレンスサービスや閲覧を希望する資料の予約、置きサービスなど、利便性の高いサービスを提供する。

【平成 26 年 1 月末現在】 都立図書館全体のレファレンス件数 69,186 件

イ 重点的情報サービスの推進

ビジネス情報、法律情報、健康・医療情報及び都市・東京情報を、重点的情報サービスとして推進しているほか、資料提供のみならず、都民の情報ニーズに的確に応えた講演会・相談会・セミナー等を開催し、都民の課題解決を継続的に支援する。

【平成 25 年度】 講演会 5 回、相談会 14 回、セミナー 2 回開催
延べ参加人数は 949 名

ウ 開架閲覧サービスの拡充

中央図書館では、都内最大級の開架閲覧スペースを生かし、新着資料の展示、テーマによるミニ展示などを組み合わせ、閲覧サービスを更に充実させる。

【平成 25 年度】 延べ 52 テーマを設定してミニ展示を実施

エ 東京マガジンバンクサービスの拡充

多摩図書館では、公立図書館として最大規模となる 17,000 誌以上の雑誌を所蔵しており、幅広い分野の雑誌を生かした各種サービスを提供している。約 700 誌の開架閲覧サービスや創刊号コレクションの拡充を図るとともに、企画展示や講演会において多様な情報を発信し、雑誌の魅力と有用性を広く都民に知らせる。

【平成 25 年度】 企画展示 延べ 4 回、講演会 2 回

映画フェスティバル 1 回

講演会等の延べ参加人数 397 名

オ 児童・青少年サービスの推進

啓発資料の作成・配布、「東京都子供読書フォーラム」の開催、学校教育活動への支援、「子供の読書に関する講座」の開催等の幅広い事業を通して、都内の児童・青少年サービスのセンター的役割を担い、児童・青少年の読書活動の推進を図る。

平成 25 年度は、啓発資料として、都内の全小学校第 1 学年の保護者を対象に「子どもたちに物語の読み聞かせ」を、都内の全中学校第 1 学年の生徒を対象に「扉をあけてⅡ」を、都内の全高校第 1 学年の生徒を対象に「羅針盤Ⅱ」を作成し、配布した。

カ 江戸・東京の伝統文化の発信

都立図書館が所蔵する江戸・東京に関する貴重な資料の活用を促進し、江戸・東京の文化への理解を深めるため、デジタル化資料を一元管理するとともに、「江戸城」「浮世絵」「東京府・東京市関係資料」「江戸・東京の災害記録」等のカテゴリ別に検索・閲覧できるデータベースを開発し、「東京都立図書館デジタルアーカイブ (TOKYO アーカイブ)」として公開した。

今後とも、都立図書館が所蔵する貴重な資料の電子化を進め、公開資料の充実更新を図り、都市・東京の歴史や文化を知ることができるコンテンツを世界に発信し、東京の魅力を浸透させるとともに、研究や学習での活用を促進する。

キ 電子資料・オンラインデータベース等の充実

各種オンラインデータベースを充実させ、調査研究図書館としての情報サービスの一層の推進を図る。

また、平成 25 年 12 月から中央図書館で電子書籍サービスの試行を開始した。今後、利用者を対象としたアンケートに基づき、利用方法の改善やコンテンツの充実等を行い、都民の調査研究の一層の向上を図る。

【平成 26 年 3 月現在】 オンラインデータベースの無料提供 32 種類

【平成 25 年 12 月現在】 電子書籍 241 タイトル 平成 26 年度に 300 タイトル追加予定

ク 企画展の展開

図書館内外における企画展開催の経験を生かし、所蔵資料の魅力を伝え、参観者の一層の関心を引き出す展示や各種セミナーを効果的・効率的に展開する。平成 25 年度は、新宿駅西口イベント広場における企画展のほか、東京文化財ウィーク 2013 参加展示、企画展示「東京都の軌跡」などを中央図書館企画展示室で行った。また、オンラインデータベースの利用方法を案内する情報検索ショートセミナー及び図書館ツアーを実施した。

【平成 26 年度 2 月末現在開催回数】 ショートセミナー 51 回

図書館ツアー 26 回

(2) インターネットを活用した都立図書館サービスの充実

ア 図書館情報システムの更新により導入した統合検索システムや登録利用者を対象とした新たなWebサービスの機能を活用し、より利便性の高いサービスを提供する。

【平成 24 年度】 都立図書館ホームページ

トップページアクセス数 1,405,262 件

蔵書検索数 5,274,056 件

統合検索利用件数 2,869,863 件

* 都内公立図書館や国立国会図書館の蔵書が一括検索できる。

イ ホームページ及びソーシャルメディア（Twitter及びFace book）を活用し、都立図書館のサービスや事業の周知及び潜在的な利用者のニーズ把握等に努める。

(3) 図書館資料の拡充

引き続き、都立図書館サービスの基盤である図書館資料の充実を図る。

【平成 24 年度末】 所蔵資料数

図書 2,451,044 冊、雑誌 24,097 種、新聞 1,350 種

(4) 区市町村立図書館との連携・協力

ア 東京都全体の図書館サービスの向上を目指し、東京都図書館研究交流会や職員研修等により、区市町村立図書館への支援と連携・協力を継続実施する。

イ 統合検索システムやホームページの機能を活用し、引き続き区市町村立図書館間の相互貸借の促進を図るとともに、除籍資料の有効活用を進める。

【平成 25 年度】

東京都図書館研究交流会 6 回、区市町村立図書館職員等に対するレファレンス研修などの専門研修 11 回、参加人数 524 名

【平成 24 年度】

都内区市町村立図書館への貸し出し協力 図書 78,969 冊、雑誌 7,811 冊、計 86,780 冊

(5) 都の行政施策推進のための支援

ア 学校に対する教育活動の支援の一層の充実

学校からのレファレンスや読書相談、出張お話し会等の都立特別支援学校との連携事業、中学生の職場体験受入を実施

【平成 25 年度】 学校からのレファレンスや読書相談 約 210 件

都立特別支援学校 13 校との連携事業（出張お話し会等）

職場体験受入 中学校 7 校、21 名

イ 政策立案支援サービスの充実

都職員の政策立案、資料作成、情報収集等を支援するため、引き続きサービスの充実を図る。

【平成 25 年度】 政策立案支援サービスレファレンス 約 2,220 件

資料の貸出 約 860 冊、複写枚数 約 6,580 枚

ウ 都が設置する他の図書館等との連携・協力の推進

都議会図書館、首都大学東京図書情報センターなど、都内に立地し、東京に関する資料を所蔵する専門図書館等との連携・協力を引き続き推進する。

(6) 図書館サービス評価の推進

都立図書館による自己評価及び第三者評価を実施する。これらの評価に基づいてサービス及び運営改善を進めていく。

自己評価及び第三者評価の結果は、ホームページで公表する。

10 文化財保護管理等（地域教育支援部）

都教育委員会は、区市町村教育委員会、文化財の所有者及び都民等の協力を得て、文化財保護行政のより一層の充実に努めるとともに、文化財の公開・活用を図ることにより、文化財保護思想の普及に努めている。

(1) 文化財の保護

ア 文化財保護審議会

東京に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を推進するため、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定、保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（平成 26 年 3 月 31 日現在 都指定文化財総数 813 件）

＜平成 25 年度東京都指定文化財として指定したもの＞

○ 新たに指定するもの

- ・東京都指定有形文化財（考古資料） 武蔵台遺跡 23 号住居跡出土品
- ・東京都指定有形文化財（考古資料） 宇津木向原遺跡方形周溝墓出土品
- ・東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）菅生歌舞伎
- ・東京都指定史跡 立石

○ 既に指定しているものに追加して指定し、名称を変更するもの

- ・東京都指定有形文化財（絵画） 英一蝶新島伝世資料

○ 既に指定しているものの^{つげたり}附に追加して指定し、名称を変更するもの

- ・東京都指定史跡 多紀家墓所 附 金保氏墓 5 基

○ 指定を解除するもの

- ・東京都指定有形文化財（建造物） 旧前田侯爵家駒場本邸

イ 文化財調査活動

都内に遺存する文化財の現状を把握するとともに、急激な開発事業の進行に直面している文化財及び、生産様式・生活様式の変化に直面している伝統的技術の現存状況の実態を調査し、保護計画立案の資料とする。平成 24 年度から 5 年計画で、東京都に所在する近代化遺産（建造物等）について、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を^{しっかいてき}悉皆的に実施する「東京都近代化遺産総合調査」を開始した。

ウ 文化財の保存助成

国指定及び都指定文化財を良好な状態で保存し、後世に伝えるため、文化財の解体復原修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承に関する事業など、多額の経費を要するものに対して、補助・助成する。

【平成 24 年度】 国指定文化財 47 件、都指定文化財 26 件の助成を実施

エ 文化財の保護管理

文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、都教育委員会が管理団体となっている文化財の管理を行うほか、指定文化財の所有者又は管理者に対して、管理公開謝礼を支払う。

【平成 25 年度】 171 件（平成 26 年 2 月現在）

オ 文化財保護思想の普及

文化財に対する保護の必要性や重要性を広く都民に周知するため、文化財保護思想の普及充実を図る。「文化財の保護」、「東京の文化財」等の啓発資料の作成及び配布、文化財記録映画作成を行う。また、都民俗芸能大会や日本伝統工芸展の共催など文化財関係事業の共催・後援事業を行う。

カ 東京文化財ウィーク

平成 25 年度で 16 回目となる文化財ウィークについては、都民に対して、文化財情報の発信やウィーク中に行われる活動への参加促進の働き掛けを行ってきた。

平成 24 年度から文化財の紹介と、文化財をより身近なものと感じてもらうための文化財を巡るコースを新たに設定し、平成 25 年度においては、「旧江戸城を歩いてみませんか」をテーマにパンフレットを作成・配布した。

平成 25 年度の都内全域での文化財の公開は、310 か所 478 件、また、10 月から 11 月までの 2 か月間に文化財に関わる事業の展開は 255 事業となった。

キ 銃砲刀剣類の登録

都民の所持する美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等古式銃砲及び美術品として価値のある刀剣類の登録を行う。

【平成 25 年度】 新規登録数 1,632 件（平成 25 年 12 月現在）

ク 博物館の登録等

教育及び文化の発展に寄与することを目的とした都内に所在する博物館について、博物館法に基づき登録、登録事項の変更及び登録の抹消を行う。また、博物館建設計画等について、その求めに応じて、設置及び運営に関する専門的、技術的指導及び助言を行う。

【平成 24 年度】 博物館の指定 1 件 博物館相当施設の指定 1 件

(2) 埋蔵文化財の保護

ア 遺跡緊急発掘調査補助事業

埋蔵文化財調査の円滑な推進を図るため、事前調査の経費を負担することが著しく困難な個人又は中小企業者の発掘調査事業に対し、都が補助金を交付する。

イ 東京都立埋蔵文化財調査センター

東京都立埋蔵文化財調査センターは、都における埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品と調査記録等を保管し、出土品等の展示により普及事業の充実を図っており、年間利用者数は約 27,000 人となっている。現在は、指定管理者として公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が運営を行っている。

(3) 文化財関係補助事業

区市町村が行う文化財の保存事業については、国及び都は、その事業費に対して

次のような補助金を交付する。

ア 史跡の公有化（土地の買上げ）事業

国指定史跡の土地買上げについては、国及び都が助成する。また、都指定史跡の土地の買上げについては、都が単独で助成をする。

【平成 24 年度】 国指定 6 件、都指定 1 件の助成を実施

イ 有形文化財等の修理事業

有形文化財（建造物、古文書、考古資料等）等の修理事業等については、原則として国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 24 年度】 国指定 22 件、都指定 8 件の助成を実施

ウ 史跡等の整備事業

史跡等の整備事業については、原則として国指定の場合は、国及び都が助成する。また、都指定の場合は、都が単独で助成する。

【平成 24 年度】 国指定 4 件、都指定 6 件の助成を実施

エ 埋蔵文化財緊急調査事業及び埋蔵文化財公開活用事業

埋蔵文化財の緊急発掘調査について、国及び都が助成し、公開活用事業には、国が助成する。

【平成 24 年度】 緊急発掘調査 39 件、公開活用事業 5 件の助成を実施

11 体験活動の機会の充実（地域教育支援部）

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）及び高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）において、各施設の利用サービスの提供、それぞれの施設の特長を生かした文化・スポーツ教室、ユーススクエア事業や社会教育事業を実施し、広く都民に文化・学習活動やスポーツ活動の機会と場を提供する。

		東京スポーツ文化館 （区部ユース・プラザ）	高尾の森わくわくビレッジ （多摩地域ユース・プラザ）
施設	文化・学習	ミュージックスタジオ アクターズスタジオ マルチホール 研修ルーム 等	研修室 音楽室 陶芸室 調理室 多目的室 等
	スポーツ	メインアリーナ サブアリーナ マルチスタジオ 剣道場、柔道場 フィットネスジム 温水プール アーチェリーフィールド フットサルコート	体育室 <野外活動施設> テントサイト 野外炊さん場 キャンプファイヤー場 プロジェクト・アドベンチャー 等
プログラム	<スポーツ教室> 健康体操、ヨガ、エアロビクス等 （フィットネススタジオ） クロール等競泳種目、アクアウォーキング等（プール） アーチェリー公開講座 （アーチェリーフィールド）	<文化・スポーツ教室> 陶芸、クラフト、クッキング、ニュースポーツ等	
エア事業	ユーススク	利用者の活動に関する相談、活動情報の収集と提供、利用団体の交流機会の提供、ボランティアの活用、活動支援プログラムの提供	
社会教育事業		チャレンジ・アシスト・プログラム 若者スキルアップ講座 中学生の映画塾 大江戸探検倶楽部 親子で体験 IN 夢の島 BumBワークショップイベント スポーツリーダーズセミナー	わくわくアートコンテスト わくわくの森キャンプ イングリッシュキャンプ 小学生のためのハローワーク リーダースキルアップ講座 子育て支援プログラム1 子育て支援プログラム2

東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）では、平成25年4月から12月までの間に文化学習施設とスポーツ施設を合わせて延べ221,638人の利用があった。

また、施設を利用したスポーツ教室等も実施しており、延べ39,399人が参加している。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、中学生の映画塾などの体験活動を主とした社会教育事業7事業を計画しているが、平成26年1月までに、うち5事業を実施しており、延べ274人の参加があった。

高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）でも、平成25年4月から12月までの間に文化学習施設とスポーツ施設を合わせて延べ83,924人の利用があった。また、施設を利用した文化・スポーツ教室等では、延べ310人の参加者があり、施設内の広場の日帰り利用者と合わせて地域に開かれた施設として運営されている。これらのスポーツ教室等とは別に、都の委託事業として、わくわくの森キャンプなどの社会教育事業も7事業を実施しており、延べ715人の参加があった。

なお、両施設はその管理・運營業務をPFI方式により行っており、東京スポーツ文化館は、区部ユース・プラザ（株）が、高尾の森わくわくビレッジは京王ユース・プラザ（株）がそれぞれ受託している。

12 企業等による体験型講座の実施【新規】（地域教育支援部）

学校だけでは学べない、幅広い教養を身に付けることのできる体験型の教育プログラムを出張授業として提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、区市町村の学校関係者や教育支援コーディネーター等に対して開催する。

小学生や中学生を対象に実施する体験型の教育プログラムの実際を公開することにより、区市町村立学校等における体験型の教育プログラムの活用が促進され、子供の「生きる力」が育まれるよう支援していく。

【実施回数】10社×3回=30授業

(1) 実施内容

企業等が、出張授業として提供している教育プログラムについて、複数のテーマを設定し、多様な学びの機会を用意する。

<体験型講座の分野例>

- ・日本の伝統芸能
- ・食育出前授業
- ・社会や経済の仕組みが学べる経済授業 など

(2) 情報提供・相談

学校関係者や教育支援コーディネーター等に対して、本講座についての見学や相談の機会を提供するとともに、教育プログラムに関する情報提供等を行う。